

薬剤師奨学金返済支援制度規則

（目的）

第1条 この制度は、岩手県民主医療機関連合会（以下「岩手民医連」という。）に入職する職員が岩手民医連以外の奨学金返済を支援することにより、職員の精神的・経済的な負担や不安を軽減し、岩手民医連において安心して業務に専念でき、働き続けることができる環境を整えることを目的とする。

（奨学金返済支援制度の対象者）

第2条 奨学金返済支援制度の対象者は、この制度の開始以降に岩手民医連が指定・承認する事業所に入職した正職員の薬剤師であり、岩手民医連以外の奨学金の返済を行っているものとする。

（奨学金返済支援金の額）

第3条 奨学金返済支援金の額は、奨学金残高の範囲内であり、その上限は360万円とする。

（返還義務と返還免除）

第4条 奨学金返済支援金を受けた薬剤師は、岩手民医連が指定・承認する事業所で就労する所定労働義務期間に応じて就労することで貸付金の返還が免除される。

- 2 所定労働義務期間は、奨学金返済支援金総額を5万円で割った月数とし、端数の場合は月数を繰り上げる。また、1年未満の場合は1年間とする。
- 3 就労のない月（産休その他の休職等）の返還は、就労に復帰した月以降に繰り延べられる。

（奨学金返済支援制度の申し込み手続き）

第5条 申し込みの手続きには、次の書類を提出し、岩手民医連理事会の承認を受けることとする。

- 1 薬剤師奨学金返済支援金申込書
- 2 奨学金残高の写し
- 3 連帯保証人2名の署名を付した薬剤師奨学金返済支援金貸付契約書

（貸付方法）

第6条 日本学生支援機構（JASSO）を利用している場合は、岩手民医連より直接日本学生支援機構（JASSO）へ代理返済するものとする。日本学生支援機構（JASSO）以外のものは、個別に検討する。

（退職による返還）

第7条 この制度を利用している職員が中途退職した場合は、残りの所定労働義務期間の月数に5万円を乗じた金額を一括返金するものとする。

（その他）

第8条 この規則に定められていない事項については、この制度を利用した職員と岩手民医連会長との協議によって決める。

（運用）

第9条 この規則の運用については、岩手民医連会長が定めることが出来る。

（付 則）

- 1、この規程は2024年11月1日より施行する。